

高松市感染症診査協議会委員名簿

(令和7年4月1日～令和9年3月31日)

内訳	感染症診査協議会	診査部会		所属
		感染症	結核	
感染症の患者の医療に関し学識経験を有する者(5)	大西 隆行	○	○	高松市医師会
	森 由弘	○	○	
	市川 裕久	○		
	藤澤 卓爾	○		
	塩見 勝彦	○	○	
感染症指定医療機関の医師(4)	宮脇 裕史	○		香川県立中央病院
	岸本 伸人	○		高松市立みんなの病院
	山本 晃義		○	高松赤十字病院
	東條 泰典		○	高松医療センター
法律に関し学識経験を有する者(2)	川崎 達夫	○	○	香川県弁護士会
	滝口 耕司	○	○	
医療及び法律以外の学識経験を有する者(2)	井上 智恵	○	○	高松市社会福祉協議会
	平田 真由美	○	○	
計	13	11	9	
会議の成立人数	7	6	5	

協議会

- ① 委員の構成は「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」第24条第5項に基づき、各立場よりそれぞれ2人以上任命し、過半数は医師とする。
- ② 協議会の会議は委員の半数以上が出席し、それぞれ1人以上の出席で開催することができる。

診査部会

- ① 部会は委員長がそれぞれ2人以上を指名し、その過半数は医師とする。
- ② 部会長は部会に属する委員の互選により定める。
- ③ 部会の議決をもって協議会の議決とする。
- ④ 部会は委員の半数以上が出席し、それぞれ1人以上の出席で開催することができる。